注記事項［法人単位］

［貸借対照表関係］

Ⅰ．金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、独立行政法人日本万国博覧会記念機構債権管理・回収マニュアル等に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、国債、地方債、政府保証債、特別の法律により法人の発行する債券及びＡ格以上の社債のみを購入しており、株式等は保有しておりません。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	990,160,337	990,160,337	—
⑵　未収金	157,740,589	157,740,589	—
⑶　有価証券及び投資有価証券	40,835,924,308	43,249,460,000	2,413,535,692
⑷　貸倒懸念債権	200,000	—	—
貸倒引当金	△200,000		
⑸　未払金	(436,393,970)	(436,393,970)	(—)

(注１)　負債に計上されているものは、(　) で示しております。

(注２)　金融商品の時価の算定方法及び有価証券等に関する事項

⑴　現金及び預金、⑵　未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　有価証券及び投資有価証券

これらの時価については取引金融機関から提示された価格によっております。

⑷　貸倒懸念債権

貸倒懸念債権については、回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑸　未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

３．満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：円）

	種　類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	39,835,924,308	42,342,790,000	2,506,865,692
	小　計	39,835,924,308	42,342,790,000	2,506,865,692
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債等	1,000,000,000	906,670,000	−93,330,000
	小　計	1,000,000,000	906,670,000	−93,330,000
合　計		40,835,924,308	43,249,460,000	2,413,535,692

４．満期保有目的の債券の今後の償還予定額

（単位：円）

	１年以内	１年超５年未満	５年超10年未満	10年超
国債・地方債等	2,800,000,000	10,700,000,000	14,000,000,000	13,500,000,000
合　計	2,800,000,000	10,700,000,000	14,000,000,000	13,500,000,000

Ⅱ．固定資産の減損関係

１．減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、帳簿価額等の概要

（単位：円）

資　産　名	土　地	催物館等	日本の森他
用　途	公園敷地	展示館等	造園施設他
種　類	土　地	建　物	構築物
帳簿価額	6,525,766,477	261,104,511	524,848,763

２．認められた減損の兆候の概要

エキスポランド跡地にかかる固定資産が使用されている方法について、現状において当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生じていることから、減損会計基準「第３減損の兆候」に該当し、減損の兆候が認められます。

３．減損の認識をしない理由

エキスポランド跡地については、大阪府が実施する「万博記念公園南側ゾーン活性化事業」の用地として、平成25年３月21日付けで事業用定期借地権設定契約を締結しており、全部の資産の使用を予定していることから、減損損失を認識いたしません。

［損益計算書関係］

固定資産除却損（臨時損失）の内訳

（単位：円）

種　類	計上額
建　物	30,672
工具器具備品	2,030,077
計	2,060,749

［キャッシュ・フロー計算書関係］

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別内訳

現金及び預金　990,160,337円

資金期末残高　990,160,337円

２．重要な非資金取引（資産の受贈）

建　物　4,835,034円　　工具器具備品　1,199,123円

［行政サービス実施コスト計算書関係］

引当外退職給付増加見積額は、国及び大阪府からの出向職員にかかるものであります。